

不正競争防止法 2条1項1号～3号、17号又は18号

輸入差止申立書
(保護対象商品等表示等関係)

税關様式C第 5842 号

1 整理 No

2 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 東京 稅関長 殿

4 ※ 申立人 【公表】

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇町×番△号

ABCDビル

氏名又は名称

株式会社カストムス

法務部（知的財産担当）

担当者 不競 次郎

電話番号 03-5770-1111

電子メールアドレス【不開示】〇〇〇@△△△

受信用 NACCS 利用者コード【不開示】 00000

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

5 (函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

3. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物

10

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）【開示】	添付資料 1「経済産業大臣申立時意見書」の別紙 1「意見を求める理由」に記載の『アンフェアチニア』の椅子
※ 対象品の品名【公表】	椅子 一般的な品名を記載してください。
輸入統計品目番号【開示】	○○○○. ○○-○○○○ 番号が不明である場合は記載不要です。

4. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由【開示】

11

※ 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物は、当社の商品等表示として需要者の間に広く認識されている本件商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用し、当社の商品と混同を生じさせるものである。よって、当該物品が、当社の許諾なく、輸入される場合は、関税法上の「不正競争行為を組成する物品」となる。 (添付資料 1「経済産業大臣申立時意見書」参照)

5. 識別ポイント【開示の可否：□可、■否】

12

※ 添付資料 2「識別ポイントに係る資料」のとおり

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

13

※ □ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで □ 受理日から令和 年 月 日まで ■ 受理日から 4 年間

該当事項がない場合は記載不要ですが、取締りに有効と思われる事項ですので、把握しているものがあれば極力記載をお願いします。

7. その他参考となるべき事項

14 (1) 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 東京都台東区○○9-8-7 氏名又は名称 株式会社○○○○ (○○○ CO., LTD.) 法人番号又は国籍 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 電話番号 03-○○○○○-○○○○
その他特定又は想定される事項	輸出者 □□□□株式会社 (□□□□ CO., LTD.) ○○○○国△△△市・・・・(○○○○ △△△ ・・) 仕出国 ○○○○国、□□□国 その他 海上貨物により、大阪及び東京港からの輸入が予想される

15 (2) 参考事項

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【開示の可否：□可、■否】	真正商品は(株)カストムスの○○国における 100%出資子会社「××××」だけが製造している。
外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。） 【開示の可否：□可、■否】	真正商品の特徴は添付資料 2「識別ポイントに係る資料」のとおり。 真正商品の輸入価格は、@250~350USD (FOB)
外国における使用許諾関係等 【開示の可否：□可、■否】	なし
その他の事項 (使用許諾契約等の内容、製造工場のリスト等) 【不開示】	○○国に製造委託している 製造工場「○○○○」(住所) 輸出者「××××」(住所) ○○国で製造された製品はすべて(株)カストムス (住所・電話番号) が輸入している。

16 (3) 訴訟等での争い【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、■無】

争いがある場合は、その争いの内容

該当事項があれば記載をお願いします。

該当事項がない場合は記載不要ですが、取締りに有効と思われる事項ですので、把握しているものがあれば極力記載をお願いします。

17

(4) その他の参考事項【開示の可否：□可、■否】(適宜、参考資料等を添付する。)

上記7(1)記載の予想される輸入者(株式会社○○○)に対し、警告書を送付した(添付資料3「警告書」参照)。

18

8. 添付資料等

■ 経済産業大臣申立時意見書【開示】

添付資料1「経済産業大臣申立時意見書」

添付する資料についてチェックをして添付資料の番号及び資料の名称を記載してください。

■ 識別ポイントに係る資料【開示の可否：□可、■否】

添付資料2「識別ポイントに係る資料」

□ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し【開示】

□ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する証明書

■ その他の資料【開示の可否：□可、■否】

(営業上の利益を侵害するもの又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)

添付資料3「警告書」

□ 代理権に関する書類【開示】

■ 上記資料等の電磁的記録

他の資料が無い場合にも、開示の可否をチェックしてください。

(注 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出してください。

税関記入欄

(規格 A4)

輸入差止申立書記載要領：不正競争防止法 2 条 1 項 1 号～3 号、
17 号又は 18 号

全体にかかる注意事項

- ・A4サイズで作成する。
 - ・記入項目が1ページに入りきらない場合は、順次、次ページへ繰り下げてよい。
 - ・欄中に記載できない場合は別紙を添付することができる。
 - ・別紙には、明確に別紙番号を付し、欄中には「別紙〇「△△」のとおり」などと記載する。
 - ・**税関様式内の「※」の付されている欄は必ず記載する。付されていない欄は任意記載。**
 - ・資料を添付する場合は、明確に資料番号を付し、欄中には「添付資料〇「△△」と記載する。
 - ・記載事項がない場合には欄中に「なし」と記載する。
 - ・開示の可否等にかかるチェックボックスを忘れずにチェックする。
 - ・チェックボックス（□）は、レチェック（☑）又は（■）のように塗りつぶす。
 - ・パソコン等によって作成するのが望ましい。
 - ・文字の大きさや間隔等は特に制限はないが、見やすい大きさ、文字配列で作成する。

※項目（下線部）をクリックすると記載例にジャンプします。

1. 整理No.

- 税関が記入するので、空欄にしておく。

2. 提出年月日

- ・ 輸入差止申立書を提出する日を記載する。郵送等の場合は発送する日を記載する。

3. 申立先税関

- ・ 輸入差止申立書を提出する税関長名を記載する。

4. 申立人（必須）

- ・ 住所欄には、郵便番号及び住所を記載する。
 - ・ 氏名又は名称欄には、申立人の氏名（法人の場合には法人の名称）を記載する。
 - ・ 法人番号又は国籍欄には、13桁の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を保有する場合に記載する。外国人又は外国法人の場合には国籍を記載する。
 - ・ 代理人が輸入差止申立手続を代理して行う場合には、申立人の下に続けて（代理人）と記載のうえ、代理人の住所、代理人の氏名又は名称、法人番号等を上記申立人の記載に準じて記載する。この場合、代理人に輸入差止申立ての手続を委任していることについて、委任の範囲が明示された代理権を証した書面を添付する。
 - ・ （連絡先）欄には、申立てに関する連絡先を記載する。この場合、申立人、代理人の住所と異なる住所の場合には、住所（郵便番号）を追記する。申立てが受理された場合における認定手続に関する連絡先（通知書送付先）が申立てに関する連絡先と異なる場合には、連絡先の下に（認定手続の連絡先）と記載の上、上記連絡先欄に準じて記載する。
 - ・ 受信用 NACCS 利用者コード欄には、認定手続関係通知書の電子的送付を希望する場合のみ半角英数字5桁のNACCS 利用者コードを記載する。

(例) 申立人【公表】

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇町×番△号 ABCDビル

氏名又は名称

株式会社カストムス

法人番号又は国籍 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(連絡先)
財務法律事務所
担当者 弁理士 財務 次郎
電話番号 03-△△△△-□□□□
電子メールアドレス 【不開示】
○○○@△△△
受信用 NACCS 利用者コード 【不開示】 ○○○○○

5. 認定手続を執る税関長

- ・ 輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関長名を抹消し又は二重線で消す。

6. 保護対象商品等表示等の種類 (必須)

- ・該当する項目のチェックボックスをレチェック (☒) 又は塗りつぶす (■)。

7. 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号 (必須)

- ・ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及びその番号を記載する。

8. 商品等表示等の内容（必須）

- ・ 経済産業大臣申立時意見書に記載されている内容を記載する。

- 記載例 「●●」の商品等表示（周知表示）
- 「●●」の商品等表示（著名表示）
- 「□△」の形態（形態模倣）
- 「・・」の技術的制限手段

(例) 不正競争防止法2条1項1号の場合
商品名:「●●●●●」の商品等表示

不正競争防止法2条1項2号の場合 「●●」の商品等表示

不正競争防止法2条1項3号の場合
商品名：Mr. アイピーボールペン
形態：ボールペン部分 ○センチメートル フィギュア部分 ○センチメートル
日本国内で最初に販売した日：平成XX年XX月XX日

不正競争防止法2条1項17号又は18号の場合 「●●」の技術的制限手段

9. 使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）（必須）

- 申立てに係る商品等表示等の使用を許諾した又は許諾されている者がいる場合はその者の住所、氏名（名称及び代表者の氏名）、法人番号（保有する場合）、電話番号を記載する。使用の内容に許諾範囲がある場合は併せて記載する。

(例：項目「許諾の範囲」について)

不正競争防止法2条1項1号及び同2号の場合

申立人の商品名：「●●●●●」の商品等表示を使用した商品の商品化及び日本国内での販売

不正競争防止法2条1項3号の場合

「●●」の商品形態を使用した商品の商品化及び日本国内での販売

不正競争防止法2条1項17号又は18号の場合

申立人の技術的制限手段を無効化する機能を有する商品の商品化及び日本国内での販売

10. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（必須）

- 税関長に認定手続を執るべきことを申し立てる貨物を記載する。
- 輸入統計品目番号が分かれば記載する（任意）。

11. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由（必須）

- 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（対象品）の特定を行ったうえで、当該貨物が自己の権利を侵害すると認める理由を記載する。記載しきれない場合は、別紙としても良い。その場合は、別紙「定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」とおりなどと記載する。

（例）不正競争防止法2条1項第1号の場合

認定手続を執るべきことを申し立てる貨物は、本件商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を当社の許諾なく使用したものである。よって、当該物品が、当社の許諾なく、輸入される場合は、関税法上の「不正競争行為を組成する物品」となる。

（添付資料1「経済産業大臣申立時意見書」参照）

不正競争防止法2条1項第2号の場合

認定手続を執るべきことを申し立てる貨物は、本件商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を当社の許諾なく使用したものである。よって、当該物品が、当社の許諾なく、輸入される場合は、関税法上の「不正競争行為を組成する物品」となる。

（添付資料1「経済産業大臣申立時意見書」参照）

不正競争防止法2条1項3号の場合

認定手続を執るべきことを申し立てる貨物は、本件商品の形態を当社の許諾なく模倣したものである。よって、当該物品が、当社の許諾なく、輸入される場合は、関税法上の「不正競争行為を組成する物品」となる。

（添付資料1「経済産業大臣申立時意見書」参照）

不正競争防止法2条1項17号又は18号の場合

認定手続を執るべきことを申し立てる貨物は、本件技術的制限手段を無効化する機能を有し、画像の視聴等を、その回避により可能とする用途で提供したものである。よって、当該物品が、当社の許諾なく、輸入される場合は、関税法上の「不正競争行為を組成する物品」となる。

（添付資料1「経済産業大臣申立時意見書」参照）

12. 識別ポイント（必須）

- 上記「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」において特定した対象品の記載のほか、侵害疑義物品の発見の参考となるポイントを記載する。
- 「真正商品」と「侵害すると認める物品」の識別ポイント及び識別方法（特有の表示、形状、包装等）を具体的、かつ、詳細に記載する。

13. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間（必須）

- 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

14. 認定手続を執るべきことを申し立てる貨物の輸入に関する参考事項

- 輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。
- 「予想される輸入者」については、住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号等、判明している範囲で記載する。氏名又は名称については、アルファベット表記を判明している範囲で記載する。
- 輸出者が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、氏名、住所等、判明している範囲で記載する。氏名及び住所については、アルファベット表記を判明している範囲で記載する。
- 仕出国が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、判明している範囲で記載する。
- 輸送形態、輸入港等、判明している範囲で「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- その他の情報がある場合は把握されている事実を「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- 判明していない場合は「不明」と記載する。

15. 参考事項

- 真正商品に係る外国における製造販売者との関係
 - 海外において真正商品を製造する者や販売する者がいる場合、申請者との関係を詳細に記載する。
- 外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む）
 - 外国において製造されている真正商品の種類、国内で製造・販売されている商品との品質上の差
 - 真正商品の輸入価格等を詳細に記載する。
- 外国における使用許諾関係
 - 海外にライセンシーがある場合そのライセンシー名等を記載する。
- その他の事項（使用許諾契約等の内容、製造工場リスト等）
 - 海外にライセンシーや委託製造工場等がある場合は、当該ライセンシー及び製造工場名と契約内容等を詳細に記載する。

16. 訴訟等での争い

- 申立てに係る保護対象商品等表示等について、訴訟での争いがある場合には必ず記載する。
- ない場合は、「無」のチェックボックスをレチェック（□）又は塗りつぶす（■）。

17. その他の参考事項

- 取締対象国を限定する、特定の会社を除外する等、その他参考となる事項があれば記載し、必要に応じ資料を添付する。
- 申立人（代理人）以外の者が侵害疑義物品の点検を行う場合は、点検実施者の担当者（所属、氏名）、電話番号及び電子メールのアドレスを記載する。

（例）（点検実施者）

株式会社カストムスジャパン 知的財産課 関税 次郎
(連絡先)
〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町×番△号〇〇ビル
03-△△△△-□□□□
〇〇〇〇〇〇〇〇@△△△.××

18. 添付資料等

(注意)

- ① 添付資料の右肩には必ず「添付資料○」と資料番号を表示する。資料番号が共通する資料が複数ある場合には、「添付資料○-1」等の枝番をそれぞれに表示する。
- ② 各添付資料に更に別紙等の資料を付ける場合には、資料名を「添付資料」とするのを避け、「別紙○」又は「別添○」等とする。

○経済産業大臣申立時意見書【必須】

- ・ 経済産業大臣申立時意見書の原本及び経済産業大臣に意見書の申請をした際の資料

○識別ポイントに係る資料

- ・ 侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、上記「認定手続を執るべきことを申し立てる貨物が侵害すると認める理由」において特定した対象品の記載のほか、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの
- ・ 書類の名称を記載する。

○裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し

- ・ 本資料を提出する場合、本欄と共に「侵害の事実を疎明するための資料」欄もレチェック(□)又は塗りつぶす(■)。
- ・ 書類の名称を記載する。

○弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等

- ・ 本資料を提出する場合、本欄と共に「侵害の事実を疎明するための資料」欄もレチェック(□)又は塗りつぶす(■)。
- ・ 書類の名称を記載する。

○その他の資料

- ・ 上記以外の添付資料がある場合には、資料の名称を記載する。

○代理権に関する書類

- ・ 代理人が輸入差止申立手続きを行う場合は、委任の範囲を明示した代理権を証する書類を添付する。

○上記資料等の電磁的記録

- ・ 上記資料の一部又は全部を電磁的に作成しており、当該電磁的記録を適宜の媒体・手段によって提出が可能な場合に提出する。